

# 次期相模原市総合計画 策定方針

令和8年3月

相 模 原 市

# 目 次

---

<b>1. 策定の背景</b>	<b>1</b>
<hr/>	
<b>2. 策定に当たっての基本姿勢</b>	<b>2</b>
<hr/>	
(1) 多様な市民参加機会の創出	
(2) 市民に分かりやすい計画づくり	
(3) 実効性の高い計画づくり	
(4) 本市の強み・個性を生かした計画づくり	
(5) 市民生活の基盤となる施策を着実に実行する計画づくり	
(6) Well-being 向上の視点を取り入れた計画づくり	
(7) 若者や女性に選ばれるまちを目指した計画づくり	
(8) 将来を見据えた持続可能な都市経営	
<hr/>	
<b>3. 計画の枠組み</b>	<b>3</b>
<hr/>	
(1) 計画の構成	
(2) 計画の期間	
<hr/>	
<b>4. 策定の体制</b>	<b>4</b>
<hr/>	
(1) 総合計画審議会等	
(2) 市民参加	
(3) 庁内検討組織	
<hr/>	
<b>5. 進行管理</b>	<b>5</b>
<hr/>	
(1) 成果指標	
(2) 進行管理	
<hr/>	
<b>6. 策定スケジュール</b>	<b>5</b>
<hr/>	

## 1. 策定の背景

本市は、2020（令和2）年3月に「未来へつなぐさがみはらプラン～相模原市総合計画～（以下「現総合計画」という。）」を策定し、「潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら」を将来像に定め、その実現を目指して市政を推進してきた。

この間、わが国においては、少子高齢化や人口減少の進行に加え、情報通信技術の発展やデジタル化の急速な進展、全国的に多発する大規模災害や物価高騰の影響など社会経済情勢は激しく変化し、将来を予測することが困難な状況となっている。

また、本市においては、圏央道の開通による広域交通利便性の向上、リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）設置に向けた橋本駅南口周辺や相模原駅北口地区の新たなまちづくりの推進など、さらなる発展に向けた地域資源や環境の整備が進んでいる。一方で、少子化や高齢人口の増加に対応した福祉需要の増大、産業や地域コミュニティの担い手の減少をはじめとして、市政の課題は増大するとともに多様化、複雑化している。

こうした状況の変化を踏まえ、既に人口減少局面にある本市が、産業にとっての立地環境と市民にとっての生活環境の魅力が調和した、首都圏南西部の広域交流拠点都市として持続的な成長を実現し、全ての市民<sup>※</sup>が生涯にわたり心豊かに、安心して住み続けることのできる地域となることを目指して、計画的なまちづくりを進める指針となる「次期総合計画」を策定する。

※市民：市内居住者、市内在勤・在学者、地域・市民活動団体、大学、企業など市内で活動するもの

### 《参考》本市総合計画の策定経過

名称	基本構想：目標年次	基本計画
相模原市総合計画	S43年策定：S60年	S43年～S50年
相模原市総合計画	S47年議決：S60年	S49年～S55年
相模原市総合計画 ～新さがみはら基本計画～	※S47議決の基本構想を 踏襲し、基本計画を策定	S55年～S60年
第3次相模原市総合計画 ～21世紀をめざすさがみはらプラン～	S59年議決：21世紀を展望	S61年～H12年
相模原市21世紀総合計画 ～新世紀さがみはらプラン～	H10年議決：21世紀初頭	H11年～H22年
新・相模原市総合計画	H20年議決（概ね20年後）	H22年～H31年
相模原市総合計画 ～未来へつなぐさがみはらプラン～	R元年議決（概ね20年後）	R2年～R9年

## 2. 策定に当たっての基本姿勢

---

### (1) 多様な市民参加機会の創出

市民と行政の協働・共創による計画づくりが進められるよう、多様な市民参加の機会を設け、市民意見を反映する。

### (2) 市民に分かりやすい計画づくり

施策内容の説明や、施策の達成状況を把握する指標、計画の構成などについては、市民の視点に立った分かりやすいものとするよう努める。

### (3) 実効性の高い計画づくり

策定に当たっては、EBPM（証拠に基づく政策立案）の考え方を踏まえるとともに、進行管理では、ロジックモデル（施策が目的達成に至るまでの因果関係を明示したもの）によって個々の事業・施策の実行によって政策の成果が得られているかを論理的に明らかにする。

### (4) 本市の強み・個性を生かした計画づくり

都市機能と豊かな自然を兼ね備えた本市の特性や、首都圏南西部の広域交流拠点の形成による更なる成長に向けた可能性など、本市の強みや個性を生かした施策の展開が図れるような計画づくりを行う。

### (5) 市民生活の基盤となる施策を着実に実行する計画づくり

日々の暮らしの土台となる施策を着実に実行し、市民が安全・安心に暮らせる生活環境を守るための計画づくりを行う。

### (6) Well-being 向上の視点を取り入れた計画づくり

市民の一人ひとりの多様なニーズが満たされ、市民福祉の向上・最大化を実現するために、Well-being（身体的・精神的・社会的に良い状態）の向上を図る視点を取り入れた計画づくりを行う。

### (7) 若者や女性に選ばれるまちを目指した計画づくり

地方創生の理念である若者や女性にも選ばれる地域となるため、若者や女性の意見も尊重し、これを反映した計画づくりに努める。

### (8) 将来を見据えた持続可能な都市経営

社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、「ヒト」（市民、企業、市職員等の力）や「モノ」（公共施設、社会インフラ等）、「カネ」（税財源、市有財産等）、「情報」（市政に関する様々な情報）といった行政資源を効率的・効果的に生かすとともに、区役所、区民、地域活動団体等が連携・協働、共創し、各区の資源を生かしたまちづくりを進めるため、将来を見据えた持続可能な都市経営を推進するための計画づくりを行う。

### 3. 計画の枠組み

#### (1) 計画の構成

次期総合計画は、将来のまちづくりに向けた基本理念や施策の方向性等を階層に分けて記載することで、市民に分かりやすく、かつ、今後の社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるよう、「基本構想」及び「(仮称)新・推進プログラム」の2層構成とする。

#### (2) 計画の期間

##### 【基本構想】

まちづくりの基本理念や将来像、それを実現するための政策の基本方向を定めているもの。

計画期間は、2020（令和2）年4月から概ね20年程度

##### 【(仮称)新・推進プログラム】

基本構想を実現するための施策及び施策に紐づく主な事業を掲載する。

計画期間は、2028（令和10）年4月から2038（令和20）年3月までの10年間とし、5年で中間見直しを実施する。

施策の推進及び事業の実施に当たっては、適切な進行管理を行うとともに、必要に応じて施策・事業を見直すことで、計画の着実な推進と適時性の確保を図る。

#### ◎各計画の構成と期間



## 4. 策定の体制

策定に当たっては、広範な視点から検討を行うため、総合計画審議会等で検討を行うとともに、多様な市民参加の機会を通じて市民の意見を幅広く伺いながら進める。  
また、庁内に設置した総合計画推進会議において検討を進める。

### (1) 総合計画審議会等

基本構想及び(仮称)新・推進プログラムについては、市議会の議員、市の公共的団体等の役員、学識経験者など30人以内で構成する総合計画審議会に諮問を行い、検討を進める。

また、必要に応じて、その他外部組織にて検討を行う。

### (2) 市民参加

こども、若者、女性など、これまで以上に多様な市民参加の機会を確保することで、幅広く市民の意見を聴取し、計画に反映する。

### (3) 庁内検討組織

既設の総合計画推進会議により、全庁的な体制の下で広範な検討を行う。

### ◎策定体制



## 5. 進行管理

---

現総合計画と同様、次期総合計画に成果指標を設定するとともに、総合計画審議会による進行管理を行う。

### (1) 成果指標

市民が計画の実施目的・達成度を把握するため、施策の達成状況や市民の評価等について、ロジックモデルを用いた成果指標を設定し、個々の施策・事業の実行によって政策の成果が得られているかを論理的に明らかにする。

### (2) 進行管理

計画の着実な推進と適時性の確保を図るため、総合計画審議会において施策を評価する。それを踏まえて改善に取り組むことで、適切なPDCAサイクルを実施し、事務事業の改善や予算への反映を行う。

また、その結果を市民に公表することで、市政運営の透明化を図る。

## 6. 策定スケジュール

---

